

調査研究活動実績

氏名 明神 健夫

本年度（令和元年度）の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は次の通りであります。

1. 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について

日高村にある県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場であるエコサイクルセンターは、当初は埋立期間を20年間と計画していましたが、これを相当上回るペースで埋め立てが進み、現段階の予測によると、現在のような廃棄物の搬入状況が続けば、3年10ヶ月後の令和5年3月末にも埋め立てが終了する見通しとなっています。

一方で、新たな施設の建設には最低でも4年程度を要することから、新たな施設の完成時期は、現施設の埋め立てが終了する見通しの時期を既に超えてしまっており、厳しい状況と言わざるを得ません。

この施設は、県内事業者の経済活動を下支えする、なくてはならない重要なインフラ施設であり、仮に現在のエコサイクルセンターの埋め立てが終了する時期までに、新たな施設を稼働できるようにしなければ、県経済、ひいては県民生活に多大な支障を来すことが懸念されることから、どのように取り組むのか一般質問したところ、現施設の延命化と工期の短縮により、県内の経済活動と住民生活に支障が生じないよう、全力で取り組んでいくことになりました。

2. 児童虐待根絶に向けて

親の体罰禁止を明記した児童虐待防止法の改正案が、令和元年5月10日、衆議院本会議で審議入りしました。子どもが心安らぐ場であるはずの家庭内で親から虐待を受けて命を落とした、東京都目黒区の女兒（当時5歳）と千葉県野田市の女兒（当時10歳）の2人事件が、社会を揺さぶり、政治を動かしました。親による体罰禁止の法制化は、2人の女兒がしつけ名目で虐待を受けていたことで、政治課題として急浮上しました。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが、平成29年に2万人に行った調査では、「しつけのために体罰も必要」が57%、子育て中の1,030人

の7割に「しつけとして子どもをたたいた経験があった」など、子どもへの体罰を容認する意識は根強いものがあります。

そこで、体罰禁止をさらに実りあるものとするには、保護者がたたいたり、どなったり体罰に頼らない具体的なしつけを学べる場を提供する必要があると考え、一般質問したところ、地域子育て支援センターの講習会をはじめ、様々な場を活用して、体罰のない子育てを学ぶことができるようになりました。

3. 18歳未満の子どもの家事や家族の世話について

慢性的な病気や障害、精神的な問題などのために、家族の誰かが長期のサポートや看護、見守りを必要とし、そのケアを支える人手や家事をする人手が十分でないときには、未成年の子どもであっても大人が担うようなケアや家事を引き受け、家族の世話をする状況が生じます。

特に、ケアをする18歳未満の子どもたちは、最初のうちは頑張っている、ケアが長期化し、要介護者のケアを要する度合いがさらに進んで、ケアの総量がふえてくると、睡眠不足や疲労をためていき、遅刻、欠席、忘れ物、宿題をしない、学力が振るわない、衛生面や栄養面が思わしくないなどとなり、最後は、これ以上は無理だと学校生活を諦め、不登校になってしまいます。

子どもにまだ自尊感情や自信があつて、自分は頑張っていると、ケアをしているうちに気づいてあげ、つながりをつくり、必要な支援につなげていくことが大切だと考え、一般質問したところ、学校において、外部専門人材（スクールソーシャルワーカー）の福祉的な視点からの助言や見立てを活用し、その背景、要因を的確に見極め、必要な支援機関につなげていくことになりました。